

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（令和 4 年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地
事業者名 京都市交通局
代表者名 京都市公営企業管理者
（役職名及び氏名） 交通局長 北村 信幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
北大路バスターミナル		

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
照明設備の維持管理	移動等円滑化された経路を構成する通路、階段、トイレなどの照明設備について、必要に応じて照明の交換を行い、適切な照度を確保する。（令和 4 年度）	計画通り実施済
エレベーター、エスカレーターの維持管理	1 箇月に 1 回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、適切に維持管理する。（令和 4 年度）	計画通り実施済
トイレの音声案内装置の維持管理	必要に応じて修繕を行い、適切に維持管理する。（令和 4 年度）	計画通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

Ⅱ バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

バスターミナルの 名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置の 有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト付 バスが乗 降できる スペース または バースの 数
北大路バスターミナル	京都府 京都市	16,259 人	○	○	10	○	○	○	—	○	0
（合計） 計 ターミナル			1	1	10	1	1	1	0	1	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50% 以上所有しているか、又は自社に対し 50% 以上出資している中小企業者である。	○

（第 7 号様式）

注 1．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

- 2．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 3．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 4．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 5．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 10 条から第 12 条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 6．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 7．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 8．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第 23 条第 2 号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 9．リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 23 条第 3 号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
- 10．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 11．「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下である民間事業者を指す。
- 12．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。